

議案第 57 号

専決処分の承認を求めることについて

(三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 25 年 5 月 24 日提出

三豊市長 横山 忠始

専決処分書

次に掲げる条例を制定することにつき、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成 25 年 3 月 31 日

三豊市長 横山 忠始

三豊市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三豊市国民健康保険税条例（平成 18 年三豊市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 号中「の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号、第 7 条の 3 及び第 23 条において同じ。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定継続世帯 19,500 円

第 7 条の 3 第 1 号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定継続世帯 4,500 円

第 23 条第 1 号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1 世帯について当該年度分の特定継続世帯の世帯別平等割額の 10 分の 7 に相当する額

第 23 条第 1 号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1 世帯について当該年度分の特定継続世帯の世帯別平等割額の 10 分の 7 に相当する額

第 23 条第 2 号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1 世帯について当該年度分の特定継続世帯の世帯別平等割額の 10 分の 5 に相当する額

第 23 条第 2 号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1 世帯について当該年度分の特定継続世帯の世帯別平等割額の 10 分の 5 に相当する額

第 23 条第 3 号イ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1 世帯について当該年度分の特定継続世帯の世帯別平等割額の 10 分の 2 に相当する額

第 23 条第 3 号エ(ア)中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1 世帯について当該年度分の特定継続世帯の世帯別平等割額の 10 分の 2 に相当する額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三豊市国民健康保険税条例の規定は、平成 25 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 24 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

【議案第57号関係】

三豊市国民健康保険税条例（平成18年三豊市条例第69号）

一部改正 新旧対照表（抄）

改正後（案）	現 行
（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯<u>であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの</u>(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。))<u>及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。))</u>以外の世帯 26,000円 (2) 特定世帯 13,000円 (3) 特定継続世帯 19,500円 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯<u>及び特定継続世帯</u>以外の世帯 6,000円 (2) 特定世帯 3,000円 (3) 特定継続世帯 4,500円 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯<u>及び特定継続世帯</u>以外の世帯 1世帯について当該年度分の世帯別平等割額の10分の7に	（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日<u>の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日</u>以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。))以外の世帯 26,000円 (2) 特定世帯 13,000円 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯以外の世帯 6,000円 (2) 特定世帯 3,000円 （国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 略 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について当該年度分の世帯別平等割額の10分の7に相当する額

相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世帯の世帯別平等割額の10分の7に相当する額

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について当該年度分の特定継続世帯の世帯別平等割額の10分の7に相当する額

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯**及び特定継続世帯**以外の世帯 1世帯について当該年度分の世帯別平等割額の10分の7に相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世帯の世帯別平等割額の10分の7に相当する額

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について当該年度分の特定継続世帯の世帯別平等割額の10分の7に相当する額

オ・カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯**及び特定継続世帯**以外の世帯 1世帯について当該年度分の世帯別平等割額の10分の5に相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世帯の世帯別平等割額の10分の5に相当する額

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について当該年度分の特定継続世帯の世帯別平等割額の10分の5に相当する額

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯**及び特定継続世帯**以外の世帯 1世帯について当該年度分の世帯別平等割額の10分の5に相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世帯の世帯別平等割額の10分の5に相当する額

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について当該年度分の特定継続世帯の世帯別平等割額の10分の5に相当する額

オ・カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 略

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世帯の世帯別平等割額の10分の7に相当する額

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について当該年度分の世帯別平等割額の10分の7に相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世帯の世帯別平等割額の10分の7に相当する額

オ・カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について当該年度分の世帯別平等割額の10分の5に相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世帯の世帯別平等割額の10分の5に相当する額

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について当該年度分の世帯別平等割額の10分の5に相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世帯の世帯別平等割額の10分の5に相当する額

オ・カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯**及び特定継続世帯**以外の世帯 1世帯
について当該年度分の世帯別平等割額の10分の2に
相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世
帯の世帯別平等割額の10分の2に相当する額

**(ウ) 特定継続世帯 1世帯について当該年度分の特
定継続世帯の世帯別平等割額の10分の2に相当する
額**

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金
等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分
に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯**及び特定継続世帯**以外の世帯 1世帯
について当該年度分の世帯別平等割額の10分の2に
相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世
帯の世帯別平等割額の10分の2に相当する額

**(ウ) 特定継続世帯 1世帯について当該年度分の特
定継続世帯の世帯別平等割額の10分の2に相当する
額**

オ・カ 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について当該年度
分の世帯別平等割額の10分の2に相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世
帯の世帯別平等割額の10分の2に相当する額

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金
等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分
に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 1世帯について当該年度
分の世帯別平等割額の10分の2に相当する額

(イ) 特定世帯 1世帯について当該年度分の特定世
帯の世帯別平等割額の10分の2に相当する額

オ・カ 略